（第５条関係）（別紙様式第４号） 　　　　（基金管理団体→都道府県知事）

　　番　　　号

　年　月　日

都道府県知事　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　基金管理団体

代表　○○○○　印

平成○○年度産地パワーアップ事業（基金事業）都道府県助成金の交付決定の

通知について

　平成○○年○月○日付け○○で申請のあった平成○○年度産地パワーアップ事業（基金事業）都道府県助成金については、産地パワーアップ事業業務方法書第５条に基づき下記のとおり交付することに決定したので通知する。

　なお、助成金交付の対象となる事業を行うに当たって、国が行っている制度融資以外からの融資を受けるため、助成対象物件を担保に供したい旨申請があったことについては承認する。

記

１　助成金交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、平成○○年○月○日付け○○で申請（以下「申請書」という。）のあった産地パワーアップ事業（基金事業）とし、その内容は申請書の事業の内容及び計画欄記載のとおりとする。

２　事業に要する経費及び助成金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合における事業に要する経費及び助成金の額については、別に通知するところによるものとする。

　　　事業に要する経費　　金○○○○円

　　助成金の額　　　　　金○○○○円

３　事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する助成金の額の区分は、申請書の総括表記載のとおりとする。

４　産地パワーアップ事業実施要領（平成28年１月20日付け27生産第2391号、27政統第490号農林水産省生産局長、政策統括官通知。以下「実施要領」という。）第10の５の（５）のイに掲げる変更を行う場合は、実施要領第11の１の（１）の規定に基づき、都道府県助成金の変更交付申請を行うものとする。

５　助成金の確定額は、事業に要した配分経費ごとの実支出額に産地パワーアップ事業実施要綱（平成28年１月20日付け27生産第2390号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表に定められている補助率を乗じて得た額と、配分経費に対応する助成金の額（変更された場合は変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。

６　県は、実施要綱、産地パワーアップ事業費補助金交付要綱（平成28年１月20日付け27生産第2392号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）、実施要領及び産地パワーアップ事業業務方法書（平成28年２月26日公益財団法人日本特産農産物協会制定。以下「業務方法書」という。）に従わなければならない。

７　事業の実施に当たっては、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」（平成19年９月21日付け19経第947号農林水産省大臣官房長通知）及び「「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」の運用について」（平成19年12月27日付け19経第1440号農林水産省大臣官房経理課長通知）を準用するものとし、県は、事業の厳正かつ効率的な実施に努めなければならない。

８　県は概算払により助成金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた助成金の額を遅滞なく取組主体に交付しなければならない。

９　県は、取組主体が事業により取得し又は効用の増加した財産について、その実態を十分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

10　県は、事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

　　なお、当該財産のうち業務方法書第15条第２項に定める財産については、同条第３項に定める期間内において、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年５月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。）の定めるところにより、公益財団法人日本特産農産物協会（以下「協会」という。）の承認を受けて処分したことにより、収入のあったときは、当該収入の全部又は一部に相当する額を協会に納付させることがある。

11　助成金交付の条件は、前記６、７、８、９及び10に定めるもののほか次のとおりとする。

（１）県は、都道府県助成金交付申請書の提出に当たって、当該助成金に係る消費税仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税相当額を含めて申請した各取組主体について、次の条件に従わなければならない。

　　ア　県は、都道府県助成金請求書の提出に当たって、上記の取組主体について当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを助成金額から減額して報告しなければならない。

　　イ　県は、都道府県助成金請求書の提出後に消費税の申告により上記の取組主体について当該助成金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（都道府県助成金請求書において前記アにより減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を業務方法書別紙様式第７号により速やかに協会に報告するとともに、協会の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

　　　　また、県は、上記の取組主体について、当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について取りまとめの上、業務方法書第６条第１項の支払額の通知を受けた日の翌年６月30日までに、同様式により協会に報告しなければならない。

（２）県は、取組主体助成金の交付に際しては、取組主体に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

ア　この助成金に係る法、令、要綱、要領に従うべきこと。

　イ　取組主体は、取組主体事業計画の提出に当たって、当該助成金に係る消費税仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため消費税相当額を含めて申請した場合、次の条件に従わなければならないこと。

　　①　取組主体は、取組主体助成金請求書の提出に当たって、当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを助成金額から減額して報告しなければならない。

　　②　取組主体は、取組主体助成金請求書の提出後に消費税の申告により当該助成金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（取組主体助成金請求書において前記①により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を業務方法書別紙様式第７号により速やかに県に報告するとともに、県の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

　　　　　また、取組主体は、当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、県の指示に従い、その状況等について同様式により県に報告しなければならない。

ウ　この助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出について証拠書類又は証拠物を、事業終了の翌年度から起算して５ヶ年間整備保管しなければならないこと。

　　　ただし、事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、業務方法書別記様式第８号の財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならないこと。

　　エ　この助成金は、事業以外の用途に使用してはならないこと。

　　オ　取組主体は事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならないこと。

　カ　前記オの財産のうち業務方法書第１５条第２項に定める財産について、同条第３項に定める期間内においては、県の承認を受けないで、助成金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

　　　ただし、事業を行うに当たって、助成対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が助成金交付申請書に記載してある場合は、県の承認を受けたものとすること。

　　キ　取組主体が前記カにより県の承認を得て財産を処分したことにより、収入があったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

（３）県は、前記（２）のカにより承認するときは、承認基準の定めるところにより、その必要性を検討するとともに、あらかじめ協会の承認を受けてから承認を与えなければならない。

　　なお、前記（２）のカのただし書の場合にあっては、協会の承認を受けたものとする。

（４）県は、前記（２）のキにより取組主体からその収入の一部に該当する額を収納した場合は、その全部又は一部に相当する額を協会に納付しなければならない。

（５）県は、事業について、取組主体から助成金の返還又は返納を受けた場合は、当該助成金の国庫補助金相当額を協会に返還しなければならない。

（６）県は、地方公共団体以外の取組主体に助成金を交付するときは、取組主体に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

ア　取組主体は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、当該事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

イ　取組主体は、アにより売買、請負その他の契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、交付要綱別記様式第７号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならないこと。